

令和4年度静大活推協委第1号

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会ロゴマーク業務

公募型プロポーザル質問・回答一覧表

No	質問内容	回答
1	ロゴタイプに関して、作成対象(デザイン作成する文面)は「家康公が愛したまち静岡」で、「どうする家康」ではないという理解でよろしいでしょうか？	その通りです。 仕様書4(1)カにあるように、デザイン全体として「大河ドラマ」や「どうする家康」の文字は使用できませんので、ご注意ください。
2	企画提案書類等の提出が5月11日17時まで 審査結果の通知が5月中旬 採用となった場合は6月10日(委託期間)までに最終マニュアル制作というスケジュールでよろしいのですか。	その通りです。
3	仕様書 3業務の概要(4) デザイン取扱マニュアルの作成は、提案書の提出の時点では含まれないということで良いでしょうか。	提出時点ではマニュアルの作成は不要です。審査項目及び審査内容をご理解いただき、企画提案書では、審査に必要なデザインの基本規定が読み取れるよう簡潔にまとめてください。
4	仕様書 4仕様(1) シンボルマークデザインのテーマ等 カ「大河ドラマ」「どうする家康」の文字は使用しないこと、とあります。今回、提出するシンボルマークには使用しないが、その後アプリケーション類(のぼりなど)に落とし込む段階では、「大河ドラマ」「どうする家康」のロゴと共に使用することを想定しておくべきでしょうか。	単独での使用を想定してください。
5	仕様書 7 著作権等の取り扱いにて「受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。」と記載がありますが、法律事務	専門的な有料調査を必須とするものではありませんが、仕様書記載のとおり受託者にて調査の上、保証をお願いします。 なお、実施要領記載の見積上限額には調査費用を含んでいます。

	<p>所・特許事務所等の専門的な見地からの保証(有料調査)が必要でしょうか。</p> <p>その保証が必要とされる場合、提案の時点でその保証(有料調査)が必須となりますでしょうか。</p> <p>それとも採用されたあとでの調査でも問題ないでしょうか。</p>	<p>また、業務完了日までに報告をお願いいたします。</p> <p>※No.15 の回答もご確認ください。</p>
6	<p>もし、保証(有料調査)が必要な場合に調査区分として何区分を想定されていますでしょうか。</p>	<p>第1～第45 類までの全区分を想定しています。</p>
7	<p>仕様書 4仕様(1)オ「縦横 15cm で見やすく」とのことですが、最大のサイズが 15 cmということでしょうか？</p>	<p>A4用紙出力時に、縦横 15 cmの正方形枠内で見やすくはっきりとしたデザインとしてください。</p> <p>最小・最大サイズは、仕様書5に記載の使用用途を参考に設定し、視認性を確保してください。</p>
8	<p>今回募集される企画提案書については、シンボルマークとロゴタイプ、組み合わせパターンデザインの提案で、決定後取り扱いマニュアルを作成、という認識でよろしいでしょうか</p>	<p>No.2・3の回答のとおりです。</p>
9	<p>シンボルマークに家康のシルエットや葵のご紋を使用しても問題ないでしょうか</p>	<p>問題ありません。</p>
10	<p>ロゴタイプは改行するとしたら改行位置の指定などはありますか</p>	<p>指定はありません。</p>
11	<p>実施要領 4提出書類等 カ 納税証明書の「市税」については静岡市に納付義務がない(市外業者)の場合には提出不要ということでしょうか</p>	<p>その通りです。</p>
12	<p>企画書内の内容は、「シンボルマーク」と「ロゴタイプ」と「その意図説明」以外に、「デザイン取扱マニュアル」も必要でしょうか</p>	<p>No.2・3の回答のとおりです。</p>
13	<p>商標登録は静岡市が行うと考えてよろ</p>	<p>登録の必要があれば協議会にて行います。</p>

	しいでしょうか	先行商標及び出願中の商標については、本業務において調査を実施し、報告書の提出をお願いします。
14	<p>商標の調査は国内・国外両方でしょうか？また類似商標の調査には、調査商標・地域・区分ごとに費用が掛かるものと認識しております。調査費用算出のため、対象の商標区分(区分数)をお示しください(国内・海外で異なる場合は地域ごとにお示しください)。</p> <p>また、商標調査は、プロポーザル提案の時点で提案者が行うのでしょうか。またその場合、調査報告書等の添付を求めますか</p>	<p>国内のみ実施してください。</p> <p>区分及び調査時期は No.5・6の回答のとおりです。</p>
15	審査により特定され、契約後に類似商標等が判明した場合、提案は無効となりますか	契約後、明らかに類似していることが判明した場合は、原則無効となります。提案時から権利侵害が無いようあらかじめご確認をお願いします。